

【平成28年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成28年3月18日 総務委員長 吉沢 章子

○「議案第1号 川崎市職員の退職管理に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 過去の再就職者状況の公表対象年数及び公表開始時期について

過去の再就職者状況については、過去5年間分を可能な限り早期に公表したいと考えている。

* 依頼等を禁止する「営利企業等」の範囲について

依頼等を禁止する「営利企業等」については、営利企業の他に出資法人、社会福祉法人といった関係団体を含んでいる。

* 本条例の対象者への周知方法について

今年度の退職者については、在職中のため、議案可決後対象となる退職予定者各個人に本条例の内容を周知し、また、昨年度の退職者については、退職者個人及び就職している団体に郵送により内容を周知したいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第2号 川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（総務局、総合企画局及び教育委員会に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 都市ブランド推進事業審査委員会の委員構成について

本委員会については、多岐にわたる応募の中から事業を選定するため、学識経験者及び関係団体の役職員3人の委員で構成することとしており、広報・廣告業界に見識を有する学識経験者から2人、市民活動団体の役職員から1人を選定する。具体的な人選は議案可決後に実施する予定だが、現在想定しているのは大学教授1人、広報・PR関係業界の方1人、市民活動団体の役職員1人である。

* ブランド推進事業のスケジュールと審査委員会の活動内容について

事業のスケジュールとしては、3月下旬に既存事業を一部見直す内容についての発表、4月以降にブランド推進事業の応募の開始、概ね5月位に審査委員会の開催を予定している。

* 本庁舎等設計事業者選定委員会の委員構成について

本委員会については、本庁舎の基本設計及び実施設計の委託を行う民間事業者の選定を行う。学識経験者については、「都市計画」、「建築」、「防災」

の各分野の専門家としているが、「都市計画」は、都市計画や社会工学の分野に明るい方1名、「防災」は、都市防災工学や建築構造の分野に明るい方1名、「建築」は、建築都市デザインの分野に明るい方1名と、建築設計の分野に明るい方1名の、合計4名とする。また、利用者の立場から市職員1名を含めて、合計5名で構成する。

* 本庁舎の基本設計と実施設計の発注先について

本庁舎については、基本設計と実施設計を一括して発注する予定である。

* 行財政改革に関する計画策定委員会委員の献金行為の事前把握及び委員の選定方法について

本委員会委員は地方自治、行政学及び公民連携等の見識を有し地方行政についての経験がある方の中から選定し、通常の事務手続きを経て、選任の決裁を行っている。

* 総合計画有識者会議委員の献金行為の事前把握及び委員の決定方法について

有識者会議委員の選定については、献金行為を把握した上で行ったものではなく、必要な事務を執行した上で、構成委員を決定した。

《意見》

- * 献金を行った委員について、有識者会議委員としての発言に疑義があるとは認識していないが、附属機関の委員の選定に当たっては道義的に疑問を感じるような人選をしないようにしてほしい。
- * 行財政改革には以前から反対してきたが、新たな行財政改革に関する考え方においても、ごみ収集の有料化、高齢者外出支援事業の見直し等、市民サービスの更なる削減が含まれているため反対の立場であり、行財政改革推進委員会の設置を含む本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本議案により追加するマイナンバーの独自利用事務及び当該独自利用事務の処理に伴う他都市との情報連携について

本議案により追加するマイナンバー独自利用事務は、川崎市重度障害者医療費助成条例、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例及び川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務である。これらの事務を処理するために行う予定の他都市との情報連携については、重度障害者に係る地方税関係情報が年間約500件、ひとり親に係る地方税関係情報が年間約200件、小児医療に係る地方税情報が年間約6,000件である。

* マイナンバー制度の市民への周知について

マイナンバー制度については、昨年6月以降、税務署、ハローワークと連携

した説明会を13回、老人会、民生委員児童委員からの依頼による説明会を21回開催し、合計して約2,100人に説明を行った。今後、マイナポータルの始動等、制度の本格稼働を控えていることから、ホームページや市政だより等の様々な媒体を活用して更なる周知を図りたい。

《意見》

*マイナンバー制度は利用範囲がどこまで拡大されるか不透明なこと、また必要経費が莫大なことから党として反対しており、マイナンバーの利用範囲を拡大する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第5号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*長期療養及び育児休暇を取得している市職員数について

平成26年度における病気休暇を1か月以上取得した職員の長期療養者数は281人で、そのうち精神・行動障害が原因となる長期療養者数は160人である。また、育児休業中の職員は、平成27年10月の時点で、約200人である。

*上下水道局所属の配管工事員の体制整備の進捗状況について

配管工事員の体制整備については以前から必要人数の検討を続けており、平成33年度までに完了するよう、推進する予定である。

*配管工事員の定数及び減員数について

配管工事員については、平成26年度の定数が129人であったが、2か年で9人減員となり、平成28年度の定数は120人である。

*本議案による定数削減で生み出される人件費削減効果額について

人件費削減効果額については、職員1人当たり約700万円であり、本議案ではその206人分の効果額が見込まれる。

*定数増減の主な内容について

定数増減の主な内容については、増員については区役所の地域包括ケアシステムの体制整備で約30人、保育の質の確保のための増員が約10人、児童相談所業務執行体制の充実で約10人である。また減員については、清掃部門の執行体制の見直しにより約130人、保育所の民営化により約90人、指定管理者制度の導入により約70人である。

《意見》

*長期療養、育児休暇を取得している職員の業務を他の職員が担当することにより、担当した職員の業務量が増加し、新たな長期療養者が生じることが危惧される。市民サービスを提供するために適切な職員数を確保してほしい。

*保育の質の低下を招く公立保育園の民営化や、職員が担うべき給食調理業務の委託化による定数削減は実施すべきでないと考える。また、地域包括ケアシステムについても、地域包括ケア関係だけ増員しても市民サービスの質は担保できない

と考える。技術・技能の継承の観点からも定数削減は実施すべきではないと考えており、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 6 号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 川崎市高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正の内容について

本条例の一部改正の内容は、地方公務員法の一部改正に伴い参照する同法の条文が変更になったもの及び教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額の特例について、人事委員会勧告に基づき、別表の備考に規定することとしたことに伴い、条文の一部が削除され、参照する条文が変更になったものである。

《意見》

- * 本議案は、地方公務員に人事評価制度を導入することとする法改正によるものであり、全体の奉仕者である公務員に人事評価制度はなじまないと考えることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 7 号 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 本条例改正により追加される公表内容について

本条例改正により、公表内容に職員の人事評価と退職管理の状況が追加される。人事評価については、現時点で評価概要、対象者、評価結果等を公表している。また、退職管理の状況についても現時点で公表しており、本条例改正後の公表内容は今後検討する。

- * 本市の人事評価制度の内容及び評価方法について

本市の人事評価制度については、業績評価と能力評価の合計となっており、業績評価は、本人が設定した業務目標に対する絶対評価であるが、業務目標の難易度については、相対的に 4 段階の難易度を設定しており、絶対評価と相対評価を合わせたものとなっている。また、能力評価については、絶対評価である。

- * 人事評価制度における数値目標の設定について

業務目標の設定に当たっては、業務内容により、数値目標が設定できる職員については数値目標を設定している場合もある。

《意見》

- * 相対評価のみの人事評価を導入している自治体では、職員の勤労意欲が減退する

とともに、管理職等の評価者側にも負担となっている。人事評価については、今度も絶対評価によるものとしてほしい。

*他都市では、業務に数値目標を設定することにより、不適切な事務処理が実施された例もある。人事評価制度は全体の奉仕者である公務員にはなじまないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第8号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*新たな行政不服審査法の施行と、固定資産評価審査委員会委員の日額報酬の額の改定との因果関係について

行政不服審査法の改正により、不服申立て制度が再構築され、平成28年度から新制度への対応が必要となる。また、制度再構築により、権利保護や不服審査に対する市民の意識も高まるものと考えている。これらの状況を踏まえて、学識経験者が専門知識を活かす場にふさわしい報酬額に改定することで、専門知識を有する人材を確保したいと考えている。

*固定資産評価審査委員会の委員定数が12人の理由及び委員会の開催状況について

固定資産評価審査委員会は、3人の委員で1つの合議体を構成し、案件の審査を行う。基準年度には約20件ほどの審査の申し出があり、1つの合議体で審査可能な案件数が概ね5件ほどであるため、合議体を4つ構成するため定数を12人としている。今年度の開催状況については、合議体が14回、総会が1回の合計15回開催した。

*委員の出席状況について

過去5年間で、出席必要人数が延べ168人のところ、出席者数が162人、欠席者が6人であり、ほとんどの委員が出席している状況である。

*委員会委員の男女数について

今定例会に提出している議案が可決された場合には、男性が7人、女性が5人となる。

*構成委員の分野別内訳について

当委員会の委員構成としては、税分野で税理士と公認会計士が合わせて4人、行政不服審査の分野で弁護士が3人、建築の分野で建築士が1人、不動産評価の分野で不動産鑑定士が4人となっており、不動産鑑定士については、4つの合議体に1人ずつ配置するため4人としている。

*他都市の固定資産評価審査委員会における委員構成について

他都市においても、委員構成は本市に類似した構成となっているが、本市にはいない土地家屋調査士、司法書士、法曹関係の大学教授、農業関係者が委員になっている都市もある。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 9 号 川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 10 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第 11 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも市職員の給与の総合的な見直しに関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 給料月額及び地域手当の見直しの内容について

平成 27 年 10 月の人事委員会勧告のとおり、給料月額については給料表の給料月額を最大 3.6% 引き下げ、また、3 級以上の高位号給については、さらに最大 2% の引下げを実施する。また、地域手当については、支給割合を 12% から 16% に引き上げる。

* 職員団体との妥結内容について

職員団体とは交渉の結果、人事委員会勧告のとおり給料月額の最大 3.6% の引下げ及び高位号給の最大 2% の引下げを妥結した。また、高位号給の引下げについては、3 年間は激変緩和措置として減額分を調整支給することとした。

* 給与制度の総合的見直しによる勤勉手当、退職手当及び年金への影響について

給与制度の総合的見直しにおいては、給料月額が引下げになる分、地域手当の支給割合が引き上げられるため、基本的に給料月額と地域手当の合計額は同じである。期末勤勉手当については、地域手当も含む額を元に支給額を算出するため、期末勤勉手当の金額に影響はない。また、年金については、平成 27 年 10 月から標準報酬制となり、時間外手当、地域手当も含んだ金額で算出することから掛け金の金額が変わらないため、将来の支給額にも影響はない。退職手当については、地域手当を含まない給料月額で算出するため金額自体は減額されるが、退職手当の調整額が増額されるため、調整額の増額分は影響が緩和される。

* 退職手当の調整額支給の実施年数について

退職手当の調整額の改定については、時限措置とは考えていないことから、実施年数は特に定めていない。

* 退職手当及び高位号給の減額分の財政的影響について

退職手当は年間約 5,000 万円削減される見込みである。また、高位号給

の引下げによる給料月額の削減額は、期末勤勉手当を含めて年間約1億円である。

《意見》

*本議案2件による給与制度の見直しについては、給与を減額し、手当や激変緩和措置で補うものである。高位号給の減額分の激変緩和措置は3年間の時限措置であり、また、地域手当が将来減額される可能性もあるなど、職員給与全体としては減額していく方向と考えられる。市職員も含めた公務員は労働者に占める割合が高く、公務員給与の減額は労働者賃金の減額につながることから、議案2件には賛成できない。

《議案第10号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第11号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第12号 川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第13号 川崎市固定資産評価審査委員会条例及び川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第15号 川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*本議案による作業報酬下限額の変更が反映される対象者数について

特定業務委託契約の対象者数は平成25年度は1万8,448人、平成26年度は1万8,555人である。

*作業報酬下限額の決定に当たり、最低賃金額以外の基準も参考とすることについて

公契約制度制定時は、生活保護基準で算出した額が最低賃金を上回る逆転現象が生じていたが、最低賃金額の改定により逆転現象が解消されたことから、作業報酬下限額についても最低賃金を勘案して定めることとなり、妥当な手法になったと考えている。このため、今後は最低賃金を勘案して定めていきたい。

*作業報酬下限額の引上げ見通しについて

県の最低賃金と作業報酬下限額との差額が現在23円あり、今後は最低賃金を勘案しながら同程度の差額を維持していく見通しである。

*作業報酬審議会の委員構成及び作業報酬下限額の決定過程について

作業報酬審議会は、学識経験者、事業者、労働者で構成される。作業報酬下限額は、例年8月中旬頃に県が最低賃金を決定した後、それを踏まえて審議会

で協議して決定する。

* **作業報酬下限額決定に当たり勘案する額が改められることによる決定過程の影響について**

生活保護基準を勘案して下限額を決定する際も、最低賃金、市職員給与、賃金センサス等、他の指標も参照していたため、決定過程への影響はないと考えている。

《意見》

* **作業報酬下限額の引き上げにより、労働者賃金が上昇した場合には、上昇分が消費に回る可能性が高いと考える。地域経済の活性化のために、作業報酬下限額が引き続き上昇するよう、中小企業支援等の対策も併せて実施してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第29号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* **本条例の制定趣旨について**

本条例は、学校教育法の一部改正に伴い、条例で定める施設等の利用料金等に係る規定を整備するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第30号 川崎市行政不服審査会委員の選任について」

《意見》

* **行政不服審査会の委員は、可能な限り市内在住者が望ましいと考えている。委員選定に当たっては、年齢、居住要件、男女比などについて検討してほしい。**

《審査結果》

全会一致同意

○ 「議案第31号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* **本議案における契約の相手方の契約継続年数について**

本契約における契約の相手方とは、平成27年度に初めて契約を締結しており、本議案が可決された場合には今年度に引き続き2年目となる。

* **契約の金額における「上限とする額」の意味について**

包括外部監査契約の契約金額は、固定費用である基本費用と執務回数に応じて算定した合計額である。実績として平成27年度は、算出した支払金額が2,111万760円となったため、上限額の1,800万円を支出することとなる。

* **今年度における包括外部監査人の補助人の人数について**

平成27年度は、10人の補助者により監査を行った。なお、本市における過去5年の補助者は、平均で9.4人であることから、例年と同数程度の補助者であった。

《意見》

*本市の包括外部監査については、対象の局を絞って実施していることが多いため、今後はより包括的なテーマによる監査となることを検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第32号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《主な質疑・答弁等》

*固定資産評価審査委員会委員における市内在住者について

固定資産評価審査委員会委員の中で、市内在住又は市内に事務所がある委員が7人、市外在住の委員が5人である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第63号 平成27年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*国民健康保険事業会計繰出金の金額が以前と比較して減少した理由について

国民健康保険事業会計繰出金については、国民健康保険料の徴収率が高いこと、また国からの調整交付金の見込額の差が縮小していることなどから、以前と比較して減少したものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第69号 平成27年度川崎市公債管理特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第84号 平成27年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者数及び周知方法について

市内における臨時福祉給付金の支給対象者数は、国の試算で約12万人である。給付金事業については、平成28年度は、本給付金以外の給付金事業も実施するため、周知については、他の給付金事業と併せて実施していく予定である。

*地方創生加速化交付金の活用方法について

地方創生加速化交付金については、潜在保育士の支援、保育士養成校生徒の市内保育所への勤務を促す取組、保育施設に勤務する保育従事者が保育士資格

を取得する際の支援等の取組に活用する。

* **地方創生加速化交付金を活用する事業におけるＫＰＩ（重要業績評価）指標の設定について**

保育士養成校生徒の市内勤務については、市内に勤務した生徒の人数や待機児童の数などを指標として設定する。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 70 号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第 12 号 川崎の宝県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについての請願」

《請願の要旨》

県立川崎図書館の機能・蔵書・人材を分散せず本市に残し、県と市で協同で発展させること、及び県と存続に向けた具体的な協議を進めることを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

平成 24 年 10 月に公表された県の緊急財政対策の中で、県有施設見直しの基本的な考え方方が示され、県立川崎図書館については、機能の純化・集約化を含めて検討するとされた。

その後、平成 25 年 12 月の県議会において、県知事が「川崎図書館の移転先として、KSP が総合的に見て適地であるとの判断に至った」と答弁した。

次に、平成 26 年 2 月に公表された「緊急財政対策の取組結果」の中で、県立川崎図書館については、平成 29 年度中に機能を特化し、KSP に移転することとされ、また、横浜市紅葉ヶ丘にある県立図書館については、平成 29 年度中に川崎図書館の一部蔵書を受け入れるとされた。

これまで本市では、「県の予算編成に対する要望書」において毎年度県立図書館について要望を行っており、平成 26 年度予算については、富士見周辺地区再編整備の進捗を踏まえた、県による市内での機能存続が図られるよう要望し、平成 27 年度予算については、県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続方針に基づく取組に関する早期の情報提供と着実な推進について要望し、平成 28 年度予算については、県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続に向けて、本市との十分な協議のもと、着実な取組の推進について要望を行った。

請願に対する本市の考え方については、県立川崎図書館の機能・蔵書・人材の本市での存続及び県と市の協同による将来的な発展については、現在、県が産業情報機能に特化し、平成 29 年度中に KSP に移転するという方針を示しており、県による取組が推進されるべきものと考えている。

次に、本市による県への申入れ及び存続に向けた具体的な協議の推進については、

これまで県と本市の間で情報交換等を行ってきたが、今後、本市としても具体的な取組の推進に向けて、県と協議を重ねていきたい。

《主な質疑・答弁等》

* 県立川崎図書館の機能存続に対する本市の考え方について

県立川崎図書館が設立された昭和29年は、県内の公立図書館は14館しかなかったが、現在、県内の全公立図書館における県立図書館の貸出数は0.36%となっており、県立図書館を取り巻く状況は大きく変化していると聞いている。県立川崎図書館は県有施設であるため、機能存続等の判断は県に委ねざるを得ないが、県が産業情報機能に特化する方針を表明していることから、少なくとも企業活動支援に資する部分については、市内に残すよう要望してきた。県立川崎図書館に所蔵されている蔵書や資料は、価値が高いものであると考えており、現在の規模を維持して移転することが最も望ましいが、県との意見交換の中では困難な状況であると聞いているため、本市にとって価値ある機能が市内に存続することが重要であり、今後も引き続き県に対して要望していく。

* 県立川崎図書館の分野別蔵書数について

県立川崎図書館の分野別蔵書数は、工学関係が約11万2,000冊、産業関係が約1万4,000冊、社史が約1万7,000冊、公害の訴訟記録が約500冊である。

* 移転先のKSPにおける図書館面積及び県立川崎図書館から移動する蔵書について

KSPの延べ床面積は約14万6,000m²であるが、その中で図書館に充てる面積は県が検討中と聞いている。県は産業情報機能に特化してKSPに移転する方針の下、現在移動する蔵書を検討しているが、社史については県との情報交換の中で市内に存続する意向と聞いており、一定程度は担保されると考えている。

* 移転先としてKSPが選定された理由について

KSPについては、バイオ、IT等の先端産業が集積していることや、最寄駅からのアクセスが良いことから、企業活動支援に特化するには適地であるとの理由により、移転先として選定されたものと伺っている。

* KSPへの移転に伴う本市の費用負担について

移転に伴う費用負担については、現時点では県から具体的に示されていないが、今後の県との協議の中で確認等が必要であると考えている。

* KSP移転後の青少年向け科学講座の継続について

現在、県立川崎図書館で開催している青少年向けの科学講座は、青少年育成の観点から価値があるものと考えている。移転後、科学講座が継続されるかどうかは現時点では不明であるが、今後県との協議の中で確認していきたい。

* 現在の県立川崎図書館の職員数、司書数及び移転後の配置転換について

平成27年度の県勢要覧の中で、県立川崎図書館では正規職員18人、非常勤職員31人が配置されており、そのうち司書の資格を有する職員は正規職員10人、非常勤職員27人である。移転後の配置転換については、県の職員配置に関

する内容のため不明であるが、移転後も現在の職員が引き続き従事することが望ましいと考えているため、県に要望していきたい。

* 県立図書館の利用状況について

以前、県と意見交換した時には、県立図書館の当時の年間利用者については、紅葉ヶ丘にある県立図書館が約23万人、川崎図書館が約20万人と聞いている。

《意見》

- ・県立川崎図書館に所蔵されている蔵書や資料は、産業都市である本市にとって重要な歴史的価値があるものであり、市の財産として守りたいという意思を明らかにしてほしい。
- ・現在の県立川崎図書館には蔵書や資料だけでなく、ビジネススペース、展示コーナー等も含め、産業情報機能という役割を果たしている。移転後も、可能な限り現在の機能を維持できるよう、県と協議してほしい。
- ・県立川崎図書館に所蔵している蔵書の重要性は明らかだが、本市としても機能存続や移転等を求めている立場から、費用負担を求められる可能性がある。費用負担の有無についても、県と協議し、明確にしてほしい。

《取り扱い》

- ・県立川崎図書館の機能存続については、市から県への予算要望にも掲載されている事項であり、請願者の思いは十分理解できることから、意見書を提出し、趣旨採択とすべきである。
- ・県の行財政改革の手法は利用者への配慮に欠けている。県立川崎図書館についても利用者が多く、貴重な蔵書や資料が所蔵されている市内の施設であるため、県に対して機能存続を求める意見書を提出し、趣旨採択とすべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

○ 「県立川崎図書館の移転に関する意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出